

様式第1号

埼玉県道路公社建設工事に係る業務委託一般競争入札（事後審査型）公告

三郷流山橋工事監督支援業務委託について、下記のとおり一般競争入札を行うので、埼玉県道路公社会計規程第90条の規定に基づき公告する。なお、本公告に記載のない事項については、埼玉県土地開発公社・埼玉県道路公社建設工事に係る業務委託一般競争入札（事後審査型）執行要綱の規定によるものとする。

令和6年3月26日

埼玉県道路公社 理事長 田中 勉

記

1 入札対象業務	
(1) 業務名	三郷流山橋工事監督支援業務委託
(2) 業務箇所	主要地方道越谷流山線／三郷市小谷堀地内外
(3) 契約期間	契約確定の日から令和6年12月13日まで
(4) 設計金額	入札執行後に公表する。
(5) 業務概要	<p>ア 目的 本業務は三郷流山橋付帯工事の監督補助を行うものである。</p> <p>イ 業務内容 工事監督支援業務 一式</p> <p>ウ 業務の仕様等 特記仕様書及び業務概要等（以下「仕様書等」という。）による。</p>
2 落札者の決定方法	<p>本件入札は、埼玉県土地開発公社・埼玉県道路公社建設工事に係る業務委託一般競争入札（事後審査型）執行要綱に基づき、以下のとおり落札者を決定する。</p> <p>(1) 価格競争方式により落札候補者を決定する。</p> <p>(2) 落札候補者について、入札参加資格を満たしているか否かの審査を行う。</p> <p>ただし、当該落札候補者の入札参加資格の有無を決定する前から、必要に応じて当該落札候補者以外の者に対し入札参加資格審査に必要な資料の提出を依頼する場合がある。</p> <p>(3) 落札候補者について審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認されたら、落札者として決定する。</p>
3 入札手続きの方法	埼玉県道路公社・埼玉県土地開発公社一般競争入札（事後審査型）試行要綱の規定による。
4 仕様書等	<p>設計図書及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、以下により提供する。</p> <p>(1) 埼玉県道路公社ホームページ（https://www.tollroad-saitama.or.jp/）の入札情報に掲載。</p>
5 競争参加資格確認申請書の提出	<p>令和6年 3月26日（火）から 令和6年 4月 2日（火）まで</p> <p>入札参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書（様式第1号）を郵送にて埼玉県道路公社企画担当に提出すること。（別紙「郵送・電子メールによる入札方法」参照）提出書類が期日までに到着したものを提出とみなす。</p> <p>なお、郵送に係る費用は入札参加を希望する者の負担とする。</p>

	また、郵送事故等による未到着の場合、入札参加を希望しないものとみなす。
6 仕様書等に関する質問	<p>令和6年 3月26日(火)から 令和6年 3月29日(金)16時00分まで</p> <p>設計図書等に関して質問がある場合は、公告資料にある質問書を埼玉県道路公社本社企画担当に電子メールにて提出すること。 (別紙「郵送・電子メールによる入札方法」参照) 質問書の題名、説明要求内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。 なお、埼玉県道路公社の電子メールシステムの不具合など埼玉県道路公社の責任によらない理由で期日までに提出が確認できない質問や質問期間外の質問は、受付けないものとする</p>
7 質問に対する回答	<p>令和6年 4月 2日(火)17時00分</p> <p>質問に対する回答は、上記に示す日時までに埼玉県道路公社ホームページの入札情報に掲載する。 入札参加者は、質問書の提出の有無にかかわらず、質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。 なお、質問に対する回答の全ての内容は、すべての入札参加者に適用する。 また、入札参加者から質問がない場合でも道路公社ホームページの入札情報において発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。</p>
8 入札書の提出期間	<p>(1)提出方法 入札書の提出期間に有効な埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿の代表者又は代理人の名前で次のとおり入札書を提出すること。 入札書は、郵送にて提出を行う。(別紙「郵送・電子メールによる入札方法」参照) なお、郵送に係る費用は入札参加を希望する者の負担とする。 また、郵送事故等による未到着の場合や到着が提出期日を過ぎた場合、入札に参加しないものとみなす。</p> <p>(2)提出期間 令和6年 4月 5日(金)17時まで(必着)</p>
9 開札日時	<p>本件は、入札書等の提出を郵送とした入札参加方式にて執行を行う。(別紙「郵送・電子メールによる入札方法」参照)</p> <p>(1)入札(開札)日時 令和6年 4月 8日(月)10時00分</p> <p>(2)入札(開札)場所 埼玉県道路公社 本社会議室</p>
10 入札に参加できる者の形態	単体企業
11 入札に参加する者に必要な資格	
(1)資格者名簿への登録	申請業務[業務分類(大)] 建設コンサルタント

	<p>令和5・6年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上に示す業務で登載されている者であること。ただし、競争入札参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前である者に限る。なお、下欄「その他の参加資格」ウただし書きに該当する者については、埼玉県道路公社理事長が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。</p>	
(2) 所在地	営業所等所在地	埼玉県内
	<p>資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」又は「営業所」が上に示す所在地にあること。</p>	
(3) 業務を行うための資格	—	
(4) 資格を有する技術者の数	—	
(5) 業務実績	<p>工事監督支援業務</p> <p>契約の締結日にかかわらず平成25年4月1日以降公告日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む）又は地方公共団体（地方自治法施行令第140条の7に定める監査の対象となる埼玉県が出資する法人を含む）との業務委託契約により、上に示す業務を履行した実績を有すること。</p> <p>上記の業務実績は、資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」又は「営業所」以外の営業所等の実績も認める。</p>	
(6) 配置予定の技術者	<p>別添の「工事監督支援業務特記仕様書」第4条に規定する「管理技術者」及び「担当技術者」を本業務で配置できること。</p>	
(7) その他の参加資格	<p>ア 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）（以下、「財務規則」という。）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。</p> <p>ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。</p> <p>エ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の業務委託に係る同一入札への参加を制限する運用基準」（埼玉県）参照。）。</p> <p>オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。</p> <p>キ 本件入札の公告日から入札書の提出日までに埼玉県電子入札共同システムに利用登録されている者であること。</p>	
12 最低制限価格	設定する。	
13 入札保証金	免除する。	
14 契約保証金	<p>(1) 落札者は契約金額の10分の1以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証</p>	

	<p>金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。</p> <p>(2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額（ウにあっては、保証金額）と同額とする。</p> <p>ア 利付国債 イ 埼玉県債 ウ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。）の保証</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者 イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と埼玉県道路公社を債権者とする工事履行保証契約を締結した者</p> <p>(4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がある責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。</p>
15 支払条件	
(1) 前金払	する（その額は契約金額の30%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。）。
(2) 部分払	しない。
16 業務説明会	開催しない。
17 入札に関する注意事項	
(1) 入札の執行	<p>ア 競争参加資格確認申請書を提出した者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。</p> <p>イ 1者入札であっても入札を執行する。</p>
(2) 入札書に記載する金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 提出書類	<p>ア 発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書（必要事項を記入したもの）を初度入札の入札書提出の際に添付すること。</p> <p>イ 落札者が免税事業者の場合、落札決定後、免税事業者届出書を提出すること。</p>
(4) 入札回数	<p>ア 再度入札は3回までとする。ただし、各回の再度入札の状況により、それ以降の再度入札を執行しない場合がある。</p> <p>イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。</p> <p>ウ 再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加することができない。</p>
(5) 不調時の取扱い	ア 再度入札によっても、予定価格の制限の範囲内で入札を行っ

	<p>た者又は予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札を行った者（以下「落札候補者」という。）がない場合は、随意契約によることができるものとする。</p> <p>イ 前項による随意契約は、当該入札参加者の中から希望する者にその旨を告知して行うものとする。</p> <p>ウ 随意契約の相手方とすることができる者は、再度入札に参加した者とする。この場合、再度入札において無効の入札をした者は、随意契約の相手方とすることができない。</p>
(6) 入札の辞退	<p>入札参加者が入札を辞退する旨を申し出た場合は、次の各号に掲げるところにより取り扱うものとする。</p> <p>ア 入札執行前であっても、入札辞退届けを提出させる。</p> <p>イ 入札執行中であっても入札辞退届又はその旨を明記した入札書を直接提出させる。</p>
(7) 独占禁止法など関係法令の遵守	<p>入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。</p>
(8) くじ	<p>落札候補者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、くじにより、落札候補者を決定する。</p>
(9) 入札の無効	<p>次のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>ア 参加資格審査の結果、入札に参加する資格を満たしていない者がした入札</p> <p>イ 参加資格審査のために行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者がした入札</p> <p>ウ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札</p> <p>エ 本公告によらない入札書を提出した者がした入札</p> <p>オ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札</p> <p>カ 談合その他不正行為があったと認められる入札</p> <p>キ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札</p> <p>ク 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札</p> <p>ケ</p> <p>コ 次に掲げる入札をした者がした入札</p> <p>(ア) 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの</p> <p>(イ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの</p> <p>(ウ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの</p> <p>(エ) 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの</p> <p>サ その他公告に示す事項に反した者がした入札</p>
18 その他	<p>(1) 埼玉県建設工事請負等競争入札参加者心得を熟知の上、埼玉県道路公社・埼玉県土地開発公社一般競争入札（事後審査型）試行要綱に基づき入札に参加すること。</p> <p>(2) 提出された一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認書類は返却しない。</p> <p>(3) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。</p> <p>(4) 入札参加資格不適格通知書を受理した者が、入札参加資格を満たさないとされたことに不服があるときは、埼玉県道路</p>

	<p>公社・埼玉県土地開発公社一般競争入札（事後審査型）試行要綱の規定に基づき、当該通知の日の翌日から起算して原則として7日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第3号）第1条に規定する県の休日を含まない。）以内に、理事長に対して入札参加資格を満たさないとされた理由について、苦情申出書により説明を求めることができる。なお、苦情の申出は、当該入札手続きの執行を妨げないものとする。</p> <p>(5) 入札参加者は、(4)に定めること以外に、入札後、この公告、仕様書等（質問回答書を含む）、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。</p> <p>(6) 落札者との契約は、埼玉県土木設計業務等標準委託契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知して入札に参加すること。</p> <p>なお、契約約款は埼玉県のホームページ（入札課）に掲載している。</p>
<p>19 この公告に関する問い合わせ先</p>	<p>〒330-0074埼玉県さいたま市浦和区北浦和5丁目6番5号 埼玉県道路公社 総務部（入札担当者） 電話 048-822-8073 ファクシミリ 048-822-8082 メールアドレス road@tollroad-saitama.or.jp</p>